

平成 28 年 12 月 22 日  
株式会社日本政策金融公庫

## 「平成 28 年新潟県糸魚川市における大規模火災に関する特別相談窓口」 の設置について

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、12 月 22 日付で、このたびの大規模火災により被害を受けた新潟県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者の皆さまを対象に、「平成 28 年新潟県糸魚川市における大規模火災に関する特別相談窓口」を、新潟県内全支店に設置し、「災害復旧貸付」の取り扱いを開始しました（国民生活事業及び中小企業事業）。

日本公庫は、このたびの大規模火災により被害を受けた中小企業・小規模事業者の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

### <相談窓口設置支店>

#### ※新潟県内全支店

|        |        |                  |
|--------|--------|------------------|
| 【新潟支店】 | 国民生活事業 | TEL：025-246-2011 |
|        | 中小企業事業 | TEL：025-244-3122 |
| 【長岡支店】 | 国民生活事業 | TEL：0258-36-4360 |
| 【三条支店】 | 国民生活事業 | TEL：0256-34-7511 |
| 【高田支店】 | 国民生活事業 | TEL：025-524-2340 |

### <主な融資制度>

#### ○中小企業・小規模事業者向け

|              | 国民生活事業            | 中小企業事業        |
|--------------|-------------------|---------------|
| 適用できる制度      | 災害復旧貸付            |               |
| 融資限度額        | 3 千万円（※1）         | 1 億 5 千万円（別枠） |
| 融資期間（うち据置期間） | 10 年以内（2 年以内）（※2） |               |

（※1）国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乘せされる金額です。

（※2）国民生活事業においては、普通貸付を適用した場合の融資期間（据置期間）です。中小企業事業の設備資金においては、融資期間 15 年以内（うち据置期間 2 年以内）です。

（注）このたびの大規模火災により住居に被害を受け、市町村等から災証明書等の交付を受けた方に対し、教育貸付の災害特別措置（融資期間の延長等）を実施しています（国民生活事業）。